【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月６日
【計算期間】	第30期(自　平成23年９月７日　至　平成24年３月６日)
【ファンド名】	ＭＨＡＭグローバル・アクティブ・オープン
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　田 中　慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長　三 木 谷　正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主として世界各国の株式を中心に投資し、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ.世界各国の株式へ幅広く分散投資を行います。

Ⅱ.企業の成長性を重視したボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。

Ⅲ. 独自の産業調査および企業調査に基づき、中・長期の視点で、持続的に利益成長が期待される銘柄を選定し、株価の割安性ならびに分散度合いを考慮の上、ポートフォリオを構築します。

Ⅳ.外貨建資産については機動的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクの軽減を図ります（中・長期的に円高局面が見込まれるときにヘッジを行います。）。

Ⅴ.株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、信託財産の純資産総額の0%～100%の範囲内とします。

Ⅵ.ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーが運用の指図を行います。

② 2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国　内 海　外 ●内　外	●株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
●株式 ●一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 ●年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	●グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●あり （適時ヘッジ）※ なし

※ 当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成８年８月30日	信託契約締結、富士インベストメントマネジメントカンパニー（ヨーロッパ），リミテッドと助言契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成10年３月６日	当ファンドの決算を年１回（３月６日）から年２回（３月６日および９月６日）に変更
平成10年９月４日	富士インベストメントマネジメントカンパニー（ヨーロッパ），リミテッドが、富士－ロードアベット インターナショナル，リミテッドに商号変更
平成11年７月30日	富士－ロードアベット インターナショナル，リミテッドと運用指図の権限委託契約締結
平成12年12月15日	富士－ロードアベット インターナショナル，リミテッドが、富士インベストメント マネージメント カンパニー（ヨーロッパ）リミテッドに商号変更
平成14年11月15日	平成14年12月６日付で運用指図の権限委託をロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに変更する旨の信託約款変更
平成14年12月６日	運用指図の権限委託先をロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに変更
平成19年１月４日	投資信託振替制度へ移行
平成19年７月１日	当ファンドの名称を「富士グローバル・アクティブ・オープン」から「ＭＨＡＭグローバル・アクティブ・オープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

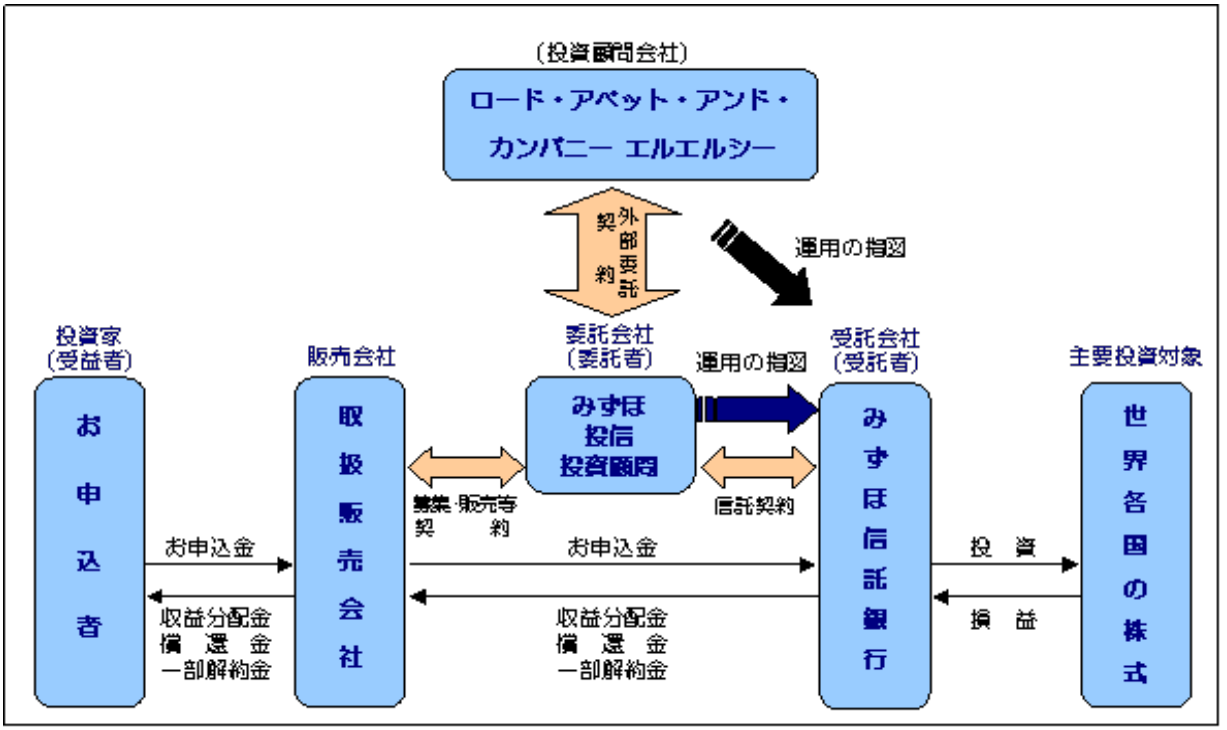

販売会社は委託会社との間で「受益権の取扱いに関する契約」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。
(1)受益権の募集の取扱い・販売
(2)受益者の請求に基づく一部解約事務
(3)受益者からの受益権の買取り
(4)受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
(5)受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
(6)受益者に対する運用報告書等の交付　等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成を行うとともに、自ら受益権の募集等、一部解約の実行の請求の受付け、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。ただし、当ファンドにおいては、運用指図に関する権限をロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに委託します。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

投資顧問会社であるロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーは、委託会社との間の「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

② 委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成24年3月末日現在)

2．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年７月１日　　「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、
「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況(平成24年3月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

２ 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式を中心に投資し、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 運用方法

１．主要投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。また、株式よりも有利と認められる転換社債等や、上場市場への直接投資に代えて海外で上場されている企業のＤＲ．（預託証券）等に投資することもあります。

２．投資態度

ａ．世界各国の株式に幅広く投資します。

◆ 企業の成長性を重視したボトムアップ・アプローチ※によるアクティブ運用を行います。原則として、国別／産業別の投資配分には制限を設けないものとします。

※ ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析に基づき、投資銘柄の選定を行う手法をいいます。

ｂ．銘柄の選定にあたっては、

・世界各国の産業を、国にとらわれることなく世界横断的に分析し、戦略的に優位にある企業を抽出致します。同時にＲＯＥ（自己資本利益率）、ＲＯＡ（総資産利益率）等を中心に財務分析を行うことにより、長期的に継続可能な潜在成長力のある企業を選別します。

・株価の割安性も考慮したうえで、ポートフォリオを構築します。

◆ 独自の産業調査および企業調査に基づき、中長期の視点で、持続的に利益成長が期待される銘柄を選定し、株価の割安性ならびに分散度合いを考慮の上、ポートフォリオを構築します。

◆ ポートフォリオ構築後においても、地域、産業および個別銘柄の分散度合いならびに個別銘柄の信用リスク等ポートフォリオのリスク管理を継続して行います。

ｃ．外貨建資産については、機動的なヘッジに努め、為替リスクの軽減を図ります。なお、通貨によっては他通貨でヘッジすることがあります。

◆ 中長期的に円高局面が見込まれるときにヘッジを行います。

ｄ．株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、信託財産の純資産総額の０％～100％の範囲内とします。

ｅ．上記ａ．～ｄ．について市況動向、基準価額水準等によっては、弾力的に対処することがあります。

ｆ．運用の効率化を図るため、運用の指図に関する権限をロード・アベット・アンド・カンパニーエルエルシー（以下「ロード・アベット社」という場合があります。）に委託します。

ロード・アベット社 （Lord, Abbett & Co. LLC）
設 立 ：1929年
所在地 ：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地
運用資産：1,103億ドル（2011年12月末日現在）
米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

③ ファンドの投資プロセス

1．投資哲学

先進諸国を中心に、属する地域や産業において、売上および収益で平均以上の成長性を有する企業の中から、注意深く銘柄選択を行い、国際的に分散された成長株のポートフォリオを構築することで、長期的に優れたリターンを生み出すことが可能であると考えます。

企業のファンダメンタル分析を基本に、長期的視野に立ち経験に裏打ちされた投資判断を行う、という確立された投資手法により、過大なリスクを避けつつ魅力的なリターンを生み出すことが可能であると考えます。

2．投資プロセス

Step１ グローバルマクロ経済分析による環境認識

グローバルマクロ経済分析をベースに、経済および市場の環境認識を決定し、銘柄選定およびリスク管理等における共通した認識とします。

Step２ 産業・企業調査による投資対象銘柄の選別

産業調査および企業調査を実施し、各産業の将来の発展性および産業内での個別企業の戦略的優位性・潜在成長力を分析し、投資対象銘柄を選別します。

● 産業調査－各産業の将来の発展性、局面の位置について調査します。
　１．商品・サービスのライフサイクル分析（成長局面に位置するか）
　２．成長局面の持続性分析（持続的に成長局面に留まるか）
　３．次世代商品・新技術開発の進捗動向調査

● 企業調査－定性・定量分析により、産業内で戦略的優位にあり潜在成長力のある企業を選別します。

＜定性分析＞

個別企業において、①市場シェアが拡大しているか、②各市場におけるマーケットリーダーとなっているか（価格管理能力があるか）、③ニッチマーケットにおいて競争優位性を有しているかを調査した上で、さらに④企業統治能力はあるか、⑤明確な戦略的ビジネスモデルが確立しているか等について調査し、産業内での戦略的優位性および潜在成長力を分析します。

＜定量分析＞

個別企業の財務データについて会計制度の相違による調整を施した上で、①企業の利益成長性（ＥＰＳ（１株当たり当期利益）伸び率、ＲＯＥ（自己資本利益率）伸び率）、②収益性（マージン）、③財務安定性（流動性比率、フリーキャッシュフロー、負債比率等）等を分析します。

Step３ 持続的な成長性を重視した銘柄選定

中長期の視点でマクロ経済成長または属する産業の成長を、安定かつ持続的に上回る利益成長が期待される銘柄を選定します。株価の割安性ならびに分散度合いを考慮した上で、ポートフォリオを構築します。

Step４ ポートフォリオのリスク管理

ポートフォリオ構築後は、環境認識、産業調査および企業調査を踏まえ、地域、産業および個別銘柄への分散度合いならびに個別銘柄の信用リスクの管理、明確な売却基準に基づく銘柄運営等徹底したポートフォリオのリスク管理を継続して実施します。

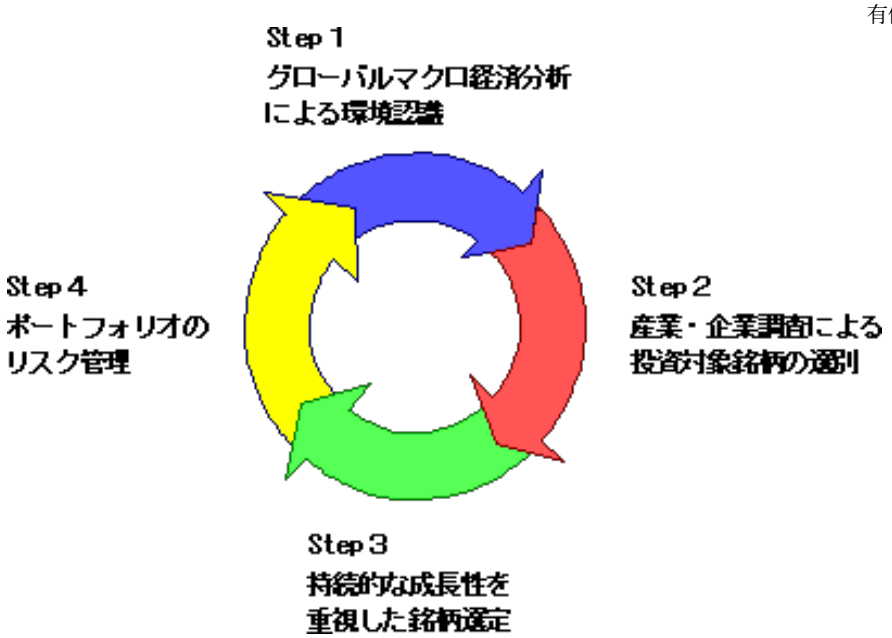

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 有価証券の指図範囲

委託会社および委託会社から運用指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および８．において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記１．から７．の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１．の証券または証書および８．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から５．までの証券および８．の証券または証書のうち２．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを

指図することができます。また、前記①の規程にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③ その他の投資対象

１．有価証券先物取引等

国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

２．スワップ取引、金利先渡取引および為替先物取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、運用の指図に関する権限をロード・アベット社（投資顧問会社）に委託します。なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。

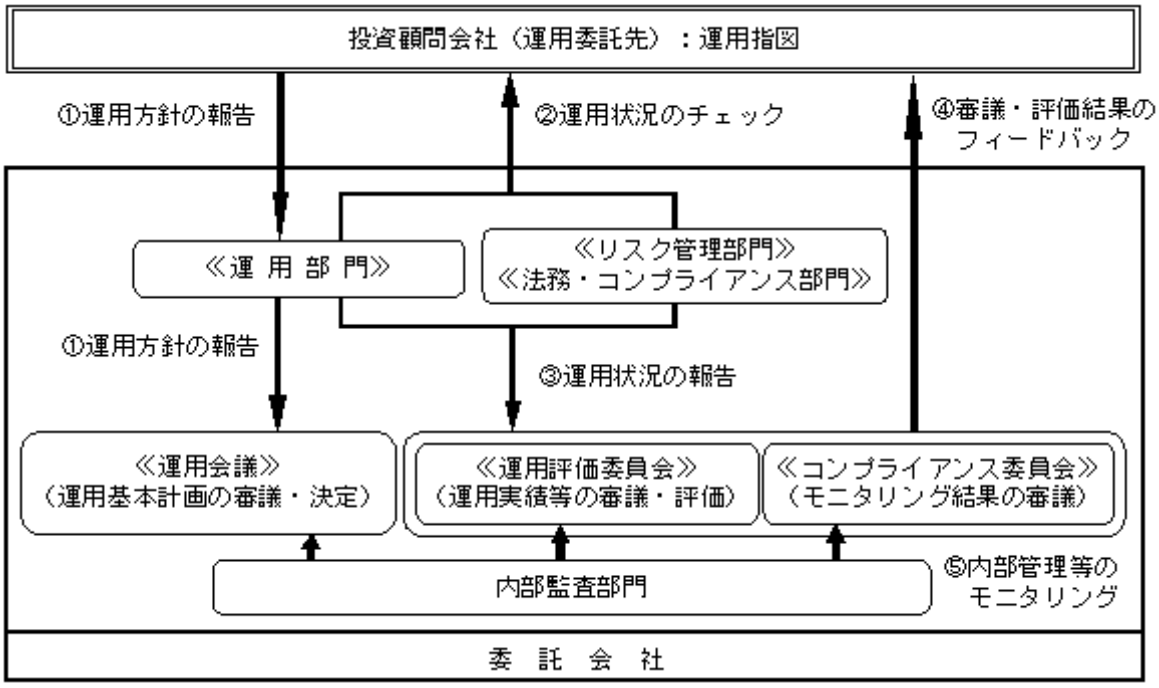

１．ロード・アベット社（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。

２．委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状

況についてチェックを行います。

３．運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、２．の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。

４．「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。

５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年３月末現在５名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

この他、当ファンドの為替ヘッジは、委託会社が直接行います。

＜ロード・アベット社（投資顧問会社）の運用体制＞

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎の各運用チームが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。各運用チームのファンドマネージャーは、各チーム毎に所属する専属アナリスト（主にセクター毎に分担）と共に運用を行います。また、他の運用チームや社内アナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査を担当する専門の部署は設置しませんが、通常の業務プロセスの中で継続的に社内評価を行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※ なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として３月６日および９月６日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

１．分配対象収益の範囲及び分配方針

配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配の対象とし、その中から運用実績に応じて分配を行う予定です。

※ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

２．留保金の運用方針

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等(約款 運用の基本方針 （３）運用制限、約款第16条の１、第17条および第18条)

１．株式の組入比率には、制限を設けません。

２．委託会社は、新株引受権証券等の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 投資信託証券（約款第16条の１）

委託会社は、投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針 （３）運用制限、約款第25条)

外貨建資産への投資には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約(約款第26条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 信用取引（約款第19条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売り出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等(約款第20条)

１．委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

２．委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

３．委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引(約款第21条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第22条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 転換社債等(約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（「（2）投資対象①有価証券の指図範囲８.」において同様の性質を有するものを含みます。これらを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 有価証券の貸付(約款第24条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額

を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 資金の借入れ(約款第33条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b．法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３ 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主として株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドは外貨建資産への投資にあたり、機動的にヘッジを行いリスクの軽減を図りますが、外国為替相場の変動の影響を完全に回避するものではありません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが保有する株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

運用指図に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。
一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

みずほ投信投資顧問においては、ロード・アベット社からのレポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。
また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてロード・アベット社への注意・勧告などを行います。
※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成24年６月６日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜1.55%）の率を乗じて得た額とします。
その配分については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとなります。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年率0.7875%（税抜0.75%）	年率0.735%（税抜0.7%）	年率0.105%（税抜0.1%）
100億円以上の部分	年率0.4725%（税抜0.45%）	年率1.05%（税抜１%）	

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬に

かかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

③ 投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬から支払期日毎に支弁するものとし、その報酬額は、販売会社毎の信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額の合計額とします。

販売会社毎の純資産総額	率
100億円未満の部分	年率 0.35%
100億円以上の部分	年率 0.2%

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求における換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	－	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	―	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	―	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

買取請求による換金時の差益（買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として全額が法人税の課税対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※ 上記の内容は平成24年３月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年3月30日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	324,379,600	9.20
		アメリカ	1,730,078,766	49.07
		イギリス	305,071,495	8.65
		ドイツ	128,620,041	3.64
		オランダ	107,947,461	3.06
		バミューダ	99,611,023	2.82
		カナダ	89,478,456	2.53
		ケイマン諸島	86,992,515	2.46
		フランス	71,095,201	2.01
		スウェーデン	60,122,839	1.70
		オーストラリア	59,761,446	1.69
		フィリピン	53,883,617	1.52
		アイルランド	48,224,073	1.36
		スペイン	47,325,955	1.34
		スイス	39,705,164	1.12
		韓国	31,237,785	0.88
		ジャージー	28,449,632	0.80
		ノルウェー	26,035,077	0.73
		イタリア	23,187,023	0.65
		インドネシア	18,254,031	0.51
		マーシャル諸島	17,282,720	0.49
		フィンランド	11,581,800	0.32
	投資証券	シンガポール	16,439,901	0.46
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	100,876,891	2.86
合 計 （純資産総額）		―	3,525,642,512	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】(平成24年3月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	通貨	数量(株式数)	帳簿価額 単 価 (※)	帳簿価額 金 額 (※)	評価額 単 価 (※)	評価額 金 額 (※)	評価額 金 額 (円)	投資比率 (%)
1	CITRIX SYSTEMS INC	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	米ドル	6,287	73.51	462,157.37	78.38	492,775.06	40,501,182	1.14
2	BRUNEL INTERNATIONAL	株式	オランダ	商業・専門サービス	ユーロ	10,493	29.96	314,427.56	32.60	342,071.80	37,559,483	1.06

3	RED HAT INC	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	米ドル	6,657	49.53	329,734.39	61.43	408,939.51	33,610,738	0.95
4	エフピコ	株式	日本	化学	日本円	6,100	5,140.00	31,354,000.00	5,210.00	31,781,000.00	31,781,000	0.90
5	INTERTEK GROUP PLC	株式	イギリス	商業・専門サービス	英ポンド	9,772	23.72	231,791.84	24.71	241,466.12	31,714,160	0.89
6	AGILENT TECHNOLOGIES INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	8,447	42.78	361,362.66	44.46	375,553.62	30,866,752	0.87
7	VISCOFAN SA	株式	スペイン	食品・飲料・タバコ	ユーロ	8,627	31.17	268,903.59	32.50	280,377.50	30,785,449	0.87
8	ROSS STORES INC	株式	アメリカ	小売	米ドル	6,202	55.01	341,179.48	58.75	364,367.50	29,947,364	0.84
9	STARWOOD HOTELS & RESORTS	株式	アメリカ	消費者サービス	米ドル	6,237	54.37	339,105.69	56.58	352,889.46	29,003,984	0.82
10	NCR CORPORATION	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	米ドル	15,917	21.17	336,962.89	21.70	345,398.90	28,388,335	0.80
11	MEDNAX INC	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	米ドル	4,583	70.91	325,004.61	74.71	342,395.93	28,141,521	0.79
12	AFFILIATED MANAGERS GROUP	株式	アメリカ	各種金融	米ドル	3,051	107.12	326,823.12	110.96	338,538.96	27,824,517	0.78
13	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	株式	アメリカ	メディア	米ドル	6,825	47.52	324,324.00	49.41	337,223.25	27,716,378	0.78
14	SXC HEALTH SOLUTIONS CORP	株式	カナダ	ヘルスケア機器・サービス	米ドル	4,491	71.73	322,139.43	74.16	333,052.56	27,373,589	0.77
15	BORGWARNER INC	株式	アメリカ	自動車・自動車部品	米ドル	3,949	82.91	327,411.59	83.97	331,597.53	27,254,000	0.77
16	EASYJET PLC	株式	イギリス	運輸	英ポンド	42,986	4.41	189,740.20	4.78	205,602.03	27,003,770	0.76
17	INTRUM JUSTITIA AB	株式	スウェーデン	商業・専門サービス	スウェーデンクローナ	19,865	104.50	2,075,892.50	109.50	2,175,217.50	26,950,944	0.76
18	DICK'S SPORTING GOODS INC	株式	アメリカ	小売	米ドル	6,749	45.73	308,637.55	48.03	324,154.47	26,642,255	0.75
19	F5 NETWORKS INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	米ドル	2,393	124.49	297,904.57	134.86	322,719.98	26,524,355	0.75
20	HARLEY-DAVIDSON INC	株式	アメリカ	自動車・自動車部品	米ドル	6,649	46.48	309,045.52	48.48	322,343.52	26,493,413	0.75
21	カプコン	株式	日本	情報・通信業	日本円	13,500	1,832.00	24,732,000.00	1,891.00	25,528,500.00	25,528,500	0.72
22	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	株式	アメリカ	各種金融	米ドル	9,406	30.67	288,490.91	32.95	309,927.70	25,472,957	0.72
23	GERRESHEIMER AG	株式	ドイツ	素材	ユーロ	6,946	33.84	235,052.64	33.15	230,259.90	25,282,537	0.71
24	AMETEK INC	株式	アメリカ	資本財	米ドル	6,354	47.37	300,988.98	48.34	307,152.36	25,244,852	0.71
25	LIMITED BRANDS INC	株式	アメリカ	小売	米ドル	6,355	45.70	290,423.50	48.29	306,882.95	25,222,709	0.71
26	DAVITA INC	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	米ドル	3,434	86.87	298,342.07	89.28	306,587.52	25,198,428	0.71
27	FORBO HOLDING AG-R	株式	スイス	耐久消費財・アパレル	スイスフラン	416	600.50	249,808.00	655.50	272,688.00	24,830,969	0.70

28	TERADATA CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	米ドル	4,399	65.12	286,462.88	68.11	299,615.89	24,625,429	0.69
29	WHOLE FOODS MARKET INC	株式	アメリカ	食品・生活必需品小売り	米ドル	3,601	82.77	298,089.85	82.61	297,478.61	24,449,766	0.69
30	EMECO HOLDINGS LTD	株式	オーストラリア	資本財	オーストラリアドル	262,296	1.09	285,902.64	1.09	285,902.64	24,430,380	0.69

（注）※各通貨表示

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	食料品	0.80
		繊維製品	0.51
		化学	1.14
		機械	0.29
		電気機器	0.45
		輸送用機器	0.54
		情報・通信業	1.67
		小売業	1.95
		不動産業	1.25
		サービス業	0.57
外国	株式	エネルギー	7.41
		素材	5.61
		資本財	10.30
		商業・専門サービス	5.37
		運輸	2.08
		自動車・自動車部品	2.59
		耐久消費財・アパレル	4.98
		消費者サービス	2.71
		メディア	1.65
		小売	7.63
		食品・生活必需品小売り	1.02
		食品・飲料・タバコ	3.18
		ヘルスケア機器・サービス	4.96
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.71
		銀行	0.96
		各種金融	4.60
		保険	1.02
		不動産	2.06
		ソフトウェア・サービス	8.48
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.81
		公益事業	0.21
		半導体・半導体製造装置	4.01
	投資証券	―	0.46
合 計			97.13

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】
平成24年3月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
11期	平成14年9月6日	11,034	11,034	0.3245	0.3245
12期	平成15年3月6日	9,662	9,662	0.3015	0.3015
13期	平成15年9月8日	11,544	11,544	0.3792	0.3792
14期	平成16年3月8日	12,331	12,331	0.4235	0.4235
15期	平成16年9月6日	10,567	10,567	0.3818	0.3818
16期	平成17年3月7日	10,463	10,463	0.4150	0.4150
17期	平成17年9月6日	10,925	10,925	0.4544	0.4544
18期	平成18年3月6日	11,176	11,176	0.5473	0.5473
19期	平成18年9月6日	9,926	9,926	0.5364	0.5364
20期	平成19年3月6日	9,137	9,137	0.5637	0.5637
21期	平成19年9月6日	8,857	8,857	0.6129	0.6129
22期	平成20年3月6日	6,599	6,599	0.5102	0.5102
23期	平成20年9月8日	5,569	5,569	0.4515	0.4515
24期	平成21年3月6日	2,861	2,861	0.2357	0.2357
25期	平成21年9月7日	4,173	4,173	0.3553	0.3553
26期	平成22年3月8日	4,328	4,328	0.3872	0.3872
27期	平成22年9月6日	3,725	3,725	0.3596	0.3596
28期	平成23年3月7日	4,284	4,284	0.4370	0.4370
29期	平成23年9月6日	3,113	3,113	0.3415	0.3415
30期	平成24年3月6日	3,475	3,475	0.4083	0.4083
	平成23年3月末日	4,296	—	0.4412	—
	平成23年4月末日	4,399	—	0.4560	—
	平成23年5月末日	4,211	—	0.4392	—
	平成23年6月末日	4,018	—	0.4268	—
	平成23年7月末日	3,735	—	0.4055	—
	平成23年8月末日	3,236	—	0.3542	—
	平成23年9月末日	2,980	—	0.3287	—
	平成23年10月末日	3,344	—	0.3734	—
	平成23年11月末日	2,985	—	0.3399	—
	平成23年12月末日	2,964	—	0.3412	—
	平成24年1月末日	3,135	—	0.3640	—

	平成24年2月末日	3,504	―	0.4093	―
	平成24年3月30日	3,525	―	0.4169	―

（注１）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。
（注２）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000
26期	0.0000
27期	0.0000
28期	0.0000
29期	0.0000
30期	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率（%）
11期	△42.03
12期	△7.09
13期	25.77
14期	11.68
15期	△9.85
16期	8.70
17期	9.49
18期	20.44
19期	△1.99
20期	5.09
21期	8.73
22期	△16.76
23期	△11.51

24期	△47.80
25期	50.74
26期	8.98
27期	△7.13
28期	21.52
29期	△21.85
30期	19.56

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。
（注３）収益率は、収益分配時の支払外国税調整額控除前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
11期	1,806,531,607	1,797,948,336	34,000,727,103
12期	704,380,805	2,656,284,073	32,048,823,835
13期	650,110,992	2,253,692,042	30,445,242,785
14期	452,014,208	1,781,755,058	29,115,501,935
15期	560,729,464	1,995,222,891	27,681,008,508
16期	358,186,581	2,823,439,213	25,215,755,876
17期	1,788,632,574	2,962,438,968	24,041,949,482
18期	3,223,940,990	6,844,252,073	20,421,638,399
19期	619,128,042	2,535,045,531	18,505,720,910
20期	371,485,062	2,667,635,061	16,209,570,911
21期	738,783,352	2,496,525,750	14,451,828,513
22期	266,905,792	1,781,888,798	12,936,845,507
23期	179,178,083	782,316,121	12,333,707,469
24期	288,451,345	479,720,141	12,142,438,673
25期	270,452,720	666,051,239	11,746,840,154
26期	238,636,296	806,507,783	11,178,968,667
27期	223,391,413	1,043,271,653	10,359,088,427
28期	211,447,215	766,800,679	9,803,734,963
29期	143,238,081	829,108,417	9,117,864,627
30期	99,855,824	706,442,440	8,511,278,011

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約（解約請求）

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

② 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

③ 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

④ 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

⑤ 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求等には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

⑦ 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記④の規定に準じた価額とします。

(2) 受益権の買取り（買取請求）

① 販売会社は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、１口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 前記①にかかわらず、販売会社は、買取請求受付日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には買取請求の受付けをいたしません。

③ 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記③の規定に準じて計算された価額とします。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

３ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日※における取引所の最終相場（終値）
外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「グロバル」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成８年８月30日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年３月７日から９月６日まで、および９月７日から翌年３月６日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は平成８年８月30日から平成９年３月６日までとし、第２計算期間は平成９年３月７日から平成10年３月６日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定口数の10分の１または５億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して５営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３　【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

MHAMグローバル・アクティブ・オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期計算期間 (平成23年９月６日現在)	第30期計算期間 (平成24年３月６日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,395,764	22,222,864
コール・ローン	72,191,674	63,748,963
株式	2,998,461,658	3,371,012,755
投資証券	51,461,427	16,152,384
派生商品評価勘定	―	560
未収入金	7,715,658	45,003,199
未収配当金	4,507,719	6,568,917
未収利息	170	152
流動資産合計	3,153,734,070	3,524,709,794
資産合計	3,153,734,070	3,524,709,794
負債の部		
流動負債		
未払金	7,053,027	23,030,218
未払解約金	974,758	1,166,834
未払受託者報酬	2,077,105	1,631,815
未払委託者報酬	30,118,039	23,661,259
その他未払費用	207,644	163,128
流動負債合計	40,430,573	49,653,254
負債合計	40,430,573	49,653,254
純資産の部		
元本等		
元本	9,117,864,627	8,511,278,011
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,004,561,130	△5,036,221,471
元本等合計	3,113,303,497	3,475,056,540
純資産合計	3,113,303,497	3,475,056,540
負債純資産合計	3,153,734,070	3,524,709,794

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期計算期間 (自 平成23年３月８日 至 平成23年９月６日)	第30期計算期間 (自 平成23年９月７日 至 平成24年３月６日)
営業収益		
受取配当金	31,433,033	21,650,042
受取利息	35,518	31,374
有価証券売買等損益	△644,761,668	472,235,508
為替差損益	△233,976,679	109,637,871
その他収益	―	1,788,135
営業収益合計	△847,269,796	605,342,930
営業費用		
受託者報酬	2,077,105	1,631,815
委託者報酬	30,118,039	23,661,259
その他費用	4,359,623	3,152,990
営業費用合計	36,554,767	28,446,064
営業利益又は営業損失（△）	△883,824,563	576,896,866
経常利益又は経常損失（△）	△883,824,563	576,896,866
当期純利益又は当期純損失（△）	△883,824,563	576,896,866
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△16,168,350	9,334,267
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,519,396,033	△6,004,561,130
剰余金増加額又は欠損金減少額	466,828,702	465,212,353
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	466,828,702	465,212,353
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,337,586	64,435,293
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,337,586	64,435,293
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,004,561,130	△5,036,221,471

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 29 期計算期間 （自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）	第 30 期計算期間 （自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 原則として時価で評価しております。	株式・投資証券 同左
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	――――――――	為替予約取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
5 追加情報	――――――――	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	第 29 期計算期間 （平成23年9月6日現在）	第 30 期計算期間 （平成24年3月6日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数	9,117,864,627口	8,511,278,011口
2 元本の欠損金額	純資産額は元本を6,004,561,130円下回っております。	純資産額は元本を5,036,221,471円下回っております。
3 期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	0.3415 円 (3,415 円)	0.4083 円 (4,083 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 29 期計算期間 （自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）	第 30 期計算期間 （自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）

(単位:円) 1　信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額　6,931,439 2　分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,007,183,217円）、分配準備積立金（254,691,363円）より、分配対象収益は1,261,874,580円（１万口当たり1,383円）でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。	(単位:円) 1　信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額　5,452,163 2　分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,180,789円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（942,880,262円）、分配準備積立金（235,067,560円）より、分配対象収益は1,200,128,611円（１万口当たり1,410円）でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	第 29 期計算期間 （自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）	第 30 期計算期間 （自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）
1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。	同左
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	同左

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	第 29 期計算期間 （平成23年9月6日現在）	第 30 期計算期間 （平成24年3月6日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式、投資証券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	（1）有価証券 株式、投資証券 同左

	――――――――	（2）デリバティブ取引 為替予約取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
	（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（3）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

第 29 期計算期間（自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△532,936,071
投資証券	△4,679,088
合計	△537,615,159

第 30 期計算期間（自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	397,922,808
投資証券	△1,417,291
合計	396,505,517

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

第 29 期計算期間（自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）

該当事項はありません。

第 30 期計算期間（自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）

種 類	第 30 期計算期間（平成24年3月6日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価	評 価 損 益
		うち1年超	（円）	（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
ノルウェー・クローネ	2,032,796	―	2,033,356	560
小 計	2,032,796	―	2,033,356	560
合 計	2,032,796	―	2,033,356	560

（注）時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 29 期計算期間 （自 平成23年3月8日 至 平成23年9月6日）	第 30 期計算期間 （自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項　　目　　期別	第 29 期計算期間 （平成23年9月6日現在）	第 30 期計算期間 （平成24年3月6日現在）
1　期首元本額	9,803,734,963 円	9,117,864,627 円
期中追加設定元本額	143,238,081 円	99,855,824 円
期中一部解約元本額	829,108,417 円	706,442,440 円

（4）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

MHAMグローバル・アクティブ・オープン　（平成24年3月6日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	三井製糖	41,000	287	11,767,000	
	ホギメディカル	4,900	3,515	17,223,500	
	アイカ工業	7,200	1,147	8,258,400	
	エフピコ	6,100	5,140	31,354,000	
	ナブテスコ	6,800	1,787	12,151,600	
	日立建機	7,000	1,659	11,613,000	
	日立国際電気	21,000	671	14,091,000	
	ケーヒン	11,100	1,582	17,560,200	
	オービック	1,270	15,690	19,926,300	
	沖縄セルラー電話	71	172,200	12,226,200	
	カプコン	13,500	1,832	24,732,000	
	ドン・キホーテ	7,800	2,750	21,450,000	
	ファミリーマート	4,400	3,260	14,344,000	

	ニトリホールディングス	2,500	6,850	17,125,000	
	サンドラッグ	7,000	2,409	16,863,000	
	パーク２４	20,600	1,042	21,465,200	
	東京建物	52,000	319	16,588,000	
	ベネッセホールディングス	4,900	3,840	18,816,000	
日本・円	小計 銘柄数 組入時価比率	219,141 18 8.9%		307,554,400 9.1%	
米・ドル	AFFILIATED MANAGERS GROUP	3,051	107.12	326,823.12	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,183	42.78	392,848.74	
	ALBEMARLE CORP	3,015	62.40	188,136.00	
	ALTERA CORPORATION	4,601	36.75	169,086.75	
	AMETEK INC	6,354	47.37	300,988.98	
	ANALOG DEVICES INC	5,149	37.96	195,456.04	
	ANSYS INC	3,384	63.28	214,139.52	
	ARIBA INC	7,617	31.25	238,031.25	
	ASHLAND INC	3,788	61.67	233,605.96	
	ATWOOD OCEANICS INC	4,042	46.72	188,842.24	
	BORGWARNER INC	3,949	82.91	327,411.59	
	BROADSOFT INC	5,540	37.19	206,032.60	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	5,907	54.55	322,226.85	
	CAVIUM INC	4,586	33.21	152,301.06	
	CBRE GROUP INC	14,657	18.64	273,206.48	
	CELANESE CORP-SERIES A	3,696	46.46	171,716.16	
	CHICAGO BRIDGE & IRON-NY SHR	4,799	45.24	217,106.76	
	CIENA CORP	5,727	13.80	79,032.60	
	CIGNA CORP	3,026	44.45	134,505.70	
	CITRIX SYSTEMS INC	6,287	73.51	462,157.37	
	CONCHO RESOURCES INC	2,892	104.24	301,462.08	
	CONCUR TECHNOLOGIES INC	1,908	58.95	112,476.60	
	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	2,442	88.90	217,093.80	
	COOPER INDUSTRIES PLC	5,051	60.60	306,090.60	
	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP	8,871	16.59	147,169.89	
	DAVITA INC	2,620	86.60	226,892.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	2,537	76.80	194,841.60	
	DENBURY RESOURCES INC	8,135	19.60	159,446.00	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	6,050	45.57	275,698.50	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,488	30.49	258,799.12	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	6,825	47.52	324,324.00	
	DOVER CORP	6,190	63.44	392,693.60	
	DUN & BRADSTREET CORP	2,029	82.26	166,905.54	
	EASTMAN CHEMICAL CO	4,142	52.24	216,378.08	
	EATON CORP	3,787	50.72	192,076.64	
	F5 NETWORKS INC	2,393	124.49	297,904.57	
	FINISAR CORPORATION	3,557	18.90	67,227.30	
	FLOWSERVE CORP	3,175	116.45	369,728.75	
	FLUOR CORP	2,954	61.19	180,755.26	
	FORTINET INC	6,652	26.25	174,615.00	
	GENERAL CABLE CORP	2,463	29.48	72,609.24	
	GEN-PROBE INC	2,791	68.12	190,122.92	

GENTEX CORP	3,205	24.36	78,073.80	
GREEN MOUNTAIN COFFEE ROASTE	2,957	67.48	199,538.36	
GUESS? INC	7,599	34.81	264,521.19	
GULFMARK OFFSHORE INC-CL A	4,011	50.02	200,630.22	
HANESBRANDS INC	8,220	28.43	233,694.60	
HARLEY-DAVIDSON INC	6,649	46.48	309,045.52	
HUNTSMAN CORP	4,445	13.33	59,251.85	
IDEX CORP	6,076	40.79	247,840.04	
IDEXX LABORATORIES INC	2,467	84.88	209,398.96	
INTERNATIONAL PAPER CO	6,811	35.49	241,722.39	
INTUITIVE SURGICAL INC	344	513.43	176,619.92	
INVESCO LTD	9,070	24.42	221,489.40	
IPG PHOTONICS CORP	2,224	52.69	117,182.56	
JOY GLOBAL INC	1,964	82.35	161,735.40	
KANSAS CITY SOUTHERN	1,254	68.70	86,149.80	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,317	89.46	117,818.82	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,093	39.64	162,246.52	
LIMITED BRANDS INC	6,355	45.70	290,423.50	
MACYS INC	6,894	38.24	263,626.56	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	6,139	36.07	221,433.73	
MCDERMOTT INTL INC	13,836	14.44	199,791.84	
MEDNAX INC	4,240	70.72	299,852.80	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	15,429	13.44	207,365.76	
MOODYS CORP	6,811	38.54	262,495.94	
NABORS INDUSTRIES LTD	7,811	20.62	161,062.82	
NCR CORPORATION	15,917	21.17	336,962.89	
NUANCE COMMUNICATIONS INC	4,015	26.63	106,919.45	
NVIDIA CORPORATION	9,565	14.87	142,231.55	
OCEAN RIG UDW INC	12,333	16.89	208,304.37	
ONYX PHARMACEUTICALS INC	2,858	36.84	105,288.72	
PIONEER NATURAL RESOURCES COMPANY	2,635	106.16	279,731.60	
PVH CORP	3,172	85.18	270,190.96	
RANGE RESOURCES	1,142	63.48	72,494.16	
RED HAT INC	5,759	49.30	283,918.70	
ROBERT HALF INTL INC	5,514	28.27	155,880.78	
ROCK-TENN COMPANY -CL A	3,389	72.80	246,719.20	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,646	79.52	289,929.92	
ROCKWELL COLLINS INC.	1,515	58.58	88,748.70	
ROSS STORES INC	5,514	54.93	302,884.02	
SILICON LABORATORIES INC	4,825	41.90	202,167.50	
SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	9,155	23.86	218,438.30	
SPX CORP	2,368	72.58	171,869.44	
STARWOOD HOTELS & RESORTS	6,237	54.37	339,105.69	
SXC HEALTH SOLUTIONS CORP	4,491	71.73	322,139.43	
SYNCHRONOSS TECHNOLOGIES INC	3,323	33.27	110,556.21	
TEMPUR-PEDIC INTERNATIONAL	3,301	79.68	263,023.68	
TERADATA CORP	4,399	65.12	286,462.88	
TIBCO SOFTWARE INC.	4,201	28.51	119,770.51	

	TIFFANY & CO	2,408	68.03	163,816.24	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,244	86.72	281,319.68	
	TRIMBLE NAVIGATION LTD	2,403	49.29	118,443.87	
	VERA BRADLEY INC	2,059	36.80	75,771.20	
	VERIFONE SYSTEMS INC	3,861	46.55	179,729.55	
	WALTER ENERGY INC	2,060	59.36	122,281.60	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	4,544	59.37	269,777.28	
	WESTLAKE CHEMICAL CORP	2,328	58.19	135,466.32	
	WEYERHAEUSER CO	8,040	21.22	170,608.80	
	WHITING PETROLEUM CORP	4,888	57.33	280,229.04	
	WHOLE FOODS MARKET INC	3,098	82.62	255,956.76	
	XILINX INC	3,637	35.72	129,913.64	
米・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	506,375 102 51.0%		21,739,031.80 (1,772,818,043) 52.6%	
ユーロ	AMER SPORTS OYJ-A SHS	10,942	10.27	112,374.34	
	ASM INTERNATIONAL NV	8,176	27.78	227,129.28	
	ATOS	4,646	43.02	199,870.92	
	BANCA POPOLARE DI MILANO	335,082	0.51	172,064.60	
	BRUNEL INTERNATIONAL	8,157	29.99	244,669.21	
	C&C GROUP PLC(IE)	24,343	3.66	89,119.72	
	DEUTZ AG	27,983	5.40	151,108.20	
	DIALOG SEMICONDUCTOR PCL	8,567	16.38	140,327.46	
	EBRO FOODS SA	10,454	14.81	154,876.01	
	GEMALTO	3,838	43.23	165,935.93	
	GERRESHEIMER AG	6,946	33.84	235,052.64	
	HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK	5,786	26.20	151,593.20	
	INGENICO	4,866	36.63	178,241.58	
	IPSOS	4,310	26.27	113,223.70	
	KLOECKNER & CO SE	14,427	11.23	162,015.21	
	NORMA GROUP	4,867	18.47	89,893.49	
	REMY COINTREAU	2,524	75.23	189,880.52	
	RHEINMETALL AG	4,790	45.62	218,519.80	
	SAFILO GROUP SPA	19,241	5.59	107,653.39	
	SALVATORE FERRAGAMO SPA	7,656	14.78	113,155.68	
	SYMRISE AG	9,393	21.40	201,010.20	
	VISCOFAN SA	8,627	31.17	268,903.59	
ユーロ	小計 銘柄数 組入時価比率	535,621 22 11.4%		3,686,618.67 (397,528,091) 11.8%	
英・ポンド	3I GROUP PLC	61,956	1.95	121,371.80	
	AEGIS GROUP PLC	112,298	1.74	195,847.71	
	AFREN PLC	141,807	1.33	189,312.34	
	AMLIN PLC	37,215	3.36	125,042.40	
	APR ENERGY PLC	6,185	10.77	66,643.37	
	BRITVIC PLC	51,169	3.89	199,098.57	
	CAPE PLC	29,159	4.29	125,208.74	
	CATLIN GROUP LTD	37,764	4.15	156,909.42	
	CERES POWER HOLDINGS PLC	55,875	0.10	5,727.18	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	6,633	21.25	140,951.25	

	DEBENHAMS PLC	175,185	0.72	127,709.86	
	DRAGON OIL PLC	17,489	5.94	103,884.66	
	EASYJET PLC	42,986	4.41	189,740.20	
	INTERTEK GROUP PLC	9,772	23.72	231,791.84	
	JUPITER FUND MANAGEMENT	52,944	2.50	132,360.00	
	LONRHO PLC	795,506	0.11	91,483.19	
	MAX PETROLEUM PLC	473,742	0.13	62,770.81	
	MICHAEL PAGE INTERNATIONAL	25,555	4.79	122,408.45	
	NEW WORLD RESOURCES PLC-A SH	25,026	5.13	128,383.38	
	PREMIER FARNELL PLC	56,798	2.15	122,399.69	
	REGUS PLC	109,893	1.06	117,255.83	
	SPORTINGBET PLC	315,677	0.36	115,222.10	
	TELECITY GROUP PLC	19,893	7.06	140,444.58	
英・ポンド	小計 銘柄数 組入時価比率	2,660,527 23 11.2%		3,011,967.37 (389,959,415) 11.6%	
香港・ドル	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	247,200	7.39	1,826,808.00	
	HENGDELI HOLDINGS LTD	460,000	3.49	1,605,400.00	
	MAOYE INTERNATIONAL HLDGS	837,000	2.15	1,799,550.00	
	MINTH GROUP LTD	224,000	9.10	2,038,400.00	
	ORIENTAL WATCH HOLDINGS	228,000	3.68	839,040.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	154,500	9.22	1,424,490.00	
	REXLOT HOLDINGS LTD	3,125,000	0.66	2,062,500.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	21,300	91.40	1,946,820.00	
香港・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	5,297,000 8 4.1%		13,543,008.00 (142,201,584) 4.2%	
オーストラリア・ドル	ANSELL LTD	11,451	14.84	169,932.84	
	EMECO HOLDINGS LTD	262,296	1.09	285,902.64	
	INCITEC PIVOT LTD	77,687	3.17	246,267.79	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	60,670	3.90	236,613.00	
オーストラリア・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	412,104 4 2.4%		938,716.27 (81,818,510) 2.4%	
カナダ・ドル	BANKERS PETROLEUM LTD	33,900	4.61	156,279.00	
	BELLATRIX EXPLORATION LTD	36,400	5.45	198,380.00	
	HUDBAY MINERALS INC	15,100	11.30	170,630.00	
	TRANSGLOBE ENERGY CORP	14,844	11.32	168,034.08	
	VERO ENERGY INC	20,899	3.26	68,130.74	
カナダ・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	121,143 5 1.8%		761,453.82 (62,492,515) 1.9%	
スウェーデン・クローナ	AXFOOD AB	4,041	247.00	998,127.00	
	INTRUM JUSTITIA AB	19,865	104.50	2,075,892.50	
	LOOMIS AB-B	18,413	95.25	1,753,838.25	
スウェーデン・クローナ	小計 銘柄数 組入時価比率	42,319 3 1.7%		4,827,857.75 (58,851,585) 1.7%	
フィリピン・ペソ	FILINVEST LAND INC	7,975,000	1.22	9,729,500.00	
	MEGAWORLD CORP	5,224,000	1.83	9,559,920.00	
	SECURITY BANK CORP	70,620	129.70	9,159,414.00	

フィリピン・ペソ	小計 銘柄数 組入時価比率	13,269,620 3 1.6%		28,448,834.00 (54,052,784) 1.6%	
スイス・フラン	EFG INTERNATIONAL-REG	18,668	8.30	154,944.40	
	FORBO HOLDING AG-R	416	600.50	249,808.00	
スイス・フラン	小計 銘柄数 組入時価比率	19,084 2 1.0%		404,752.40 (36,205,102) 1.1%	
韓国・ウォン	DGB FINANCIAL GROUP INC	13,080	15,500.00	202,740,000.00	
	MANDO CORP	1,354	167,500.00	226,795,000.00	
韓国・ウォン	小計 銘柄数 組入時価比率	14,434 2 0.9%		429,535,000.00 (31,399,008) 0.9%	
インドネシア・ルピア	CLIPAN FINANCE INDONESIA PT	4,011,875	530.00	2,126,293,750.00	
インドネシア・ルピア	小計 銘柄数 組入時価比率	4,011,875 1 0.6%		2,126,293,750.00 (19,136,643) 0.6%	
ノルウェー・クローネ	ELECTROMAGNETIC GEOSERVICES	49,973	20.60	1,029,443.80	
	OPERA SOFTWARE ASA	3,729	37.60	140,210.40	
ノルウェー・クローネ	小計 銘柄数 組入時価比率	53,702 2 0.5%		1,169,654.20 (16,995,075) 0.5%	
合計		27,162,945		3,371,012,755 (3,063,458,355)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMグローバル・アクティブ・オープン　（平成24年3月6日現在）

種類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
投資証券					
	シンガポール・ドル	SUNTEC REIT	202,000.000	248,460.00	
	シンガポール・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	202,000.000 1 0.5%	248,460.00 (16,152,384) 100.0%	
投資証券 合計				16,152,384 (16,152,384)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数		組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	102	100.0%	―	―	52.3%
カナダ・ドル	株式	5	100.0%	―	―	1.8%
オーストラリア・ドル	株式	4	100.0%	―	―	2.4%
英・ポンド	株式	23	100.0%	―	―	11.5%

スイス・フラン	株式	2	100.0%	―	―	1.1%
香港・ドル	株式	8	100.0%	―	―	4.2%
シンガポール・ドル	投資証券	1	―	100.0%	―	0.5%
スウェーデン・クローナ	株式	3	100.0%	―	―	1.7%
ノルウェー・クローネ	株式	2	100.0%	―	―	0.5%
フィリピン・ペソ	株式	3	100.0%	―	―	1.6%
インドネシア・ルピア	株式	1	100.0%	―	―	0.6%
韓国・ウォン	株式	2	100.0%	―	―	0.9%
ユーロ	株式	22	100.0%	―	―	11.7%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年3月30日現在）

Ⅰ 資産総額（円）	3,534,166,324
Ⅱ 負債総額（円）	8,523,812
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	3,525,642,512
Ⅳ 発行済口数（口）	8,457,503,127
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.4169

第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年３月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構（平成24年３月末日現在）

① 会社の組織図

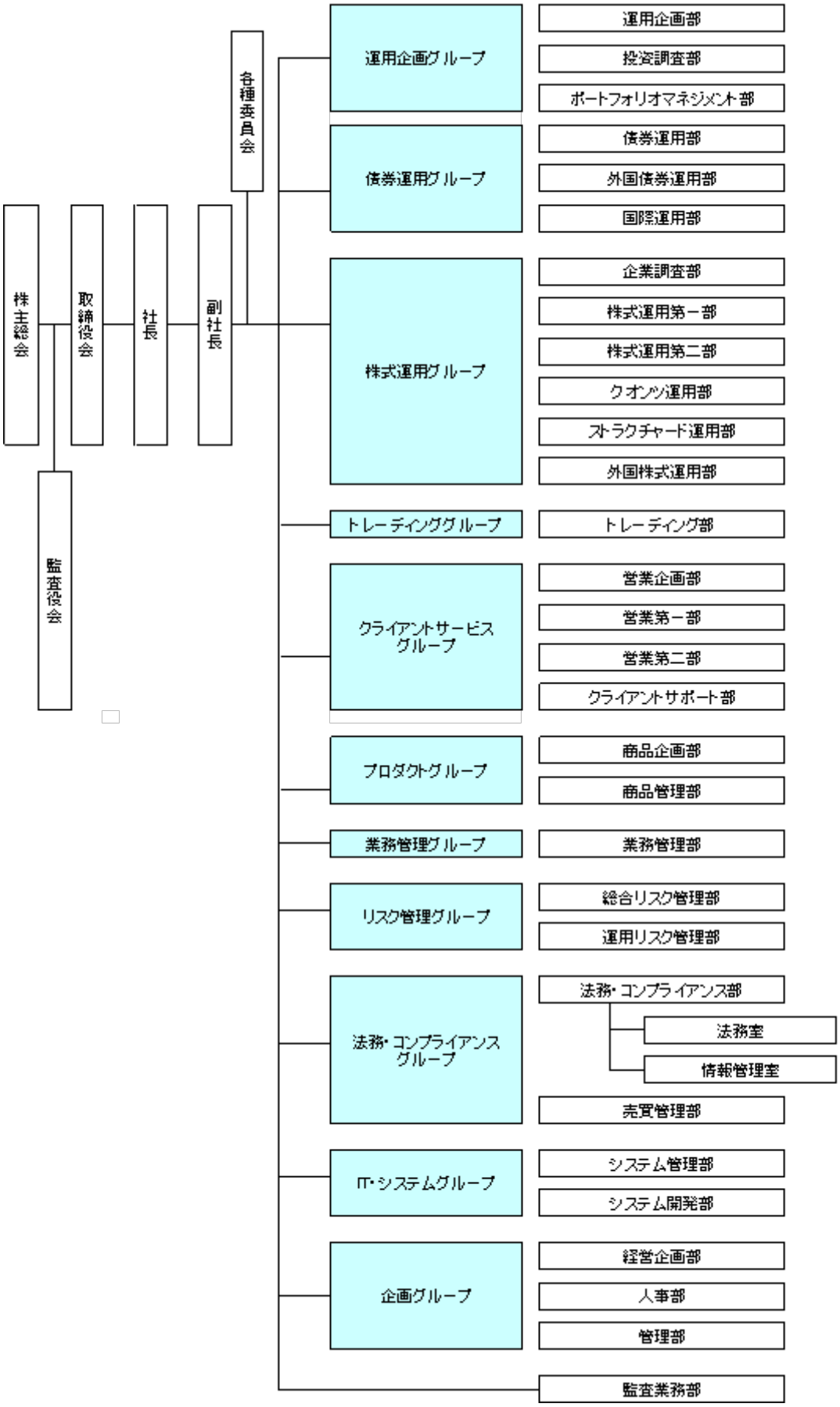

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月１回開催する運用会議で、当ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年３月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	281,550,769,005
追加型株式投資信託	229	1,832,956,302,026
追加型金銭信託受益権投資信託	12	15,074,606,516
単位型株式投資信託	29	44,361,049,849
合計	285	2,173,942,727,396

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第48期事業年度（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第47期事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）の財務諸表、並びに、第48期事業年度（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第49期中間会計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	△ 1,156	△ 884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	※１　394,097	※１　331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	※１　16,303	※１　13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445

会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130
資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,695	△ 129,413
評価・換算差額等合計	△ 88,695	△ 129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		

受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289
有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	△ 73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		

前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
純資産合計		

前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左

(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
―――――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	（損益計算書） 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	―――――――

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物 100,662千円	建物 125,887千円
工具、器具及び備品 309,801千円	工具、器具及び備品 326,576千円
リース資産 28,441千円	リース資産 23,644千円
ソフトウェア 40,224千円	ソフトウェア 15,999千円
その他無形固定資産 513千円	その他無形固定資産 585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年６月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額 366,120,360円
２）１株当たり配当額 348円
３）基準日 平成21年３月31日
４）効力発生日 平成21年６月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額 179,903,970円
２）配当の原資 利益剰余金
３）１株当たり配当額 171円
４）基準日 平成22年３月31日
５）効力発生日 平成22年６月16日

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額 179,903,970円

２）１株当たり配当額	171円
３）基準日	平成22年３月31日
４）効力発生日	平成22年６月16日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの	
平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
１）配当金の総額	357,703,800円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	340円
４）基準日	平成23年３月31日
５）効力発生日	平成23年６月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」 に記載のとおりであります。	１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	△936
資産計	23,125,941	23,125,004	△936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（※１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	△153
資産計	24,456,107	24,455,953	△153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	19,760	14,345	5,414
② 債券	25,030	25,008	21
③ 証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	43,610	63,670	△ 20,060
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,635,744	3,794,116	△ 158,372
小計	3,679,354	3,857,786	△ 178,432
合計	5,330,306	5,479,852	△ 149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	10,800	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年３月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	54,139	83,790	△ 29,651
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,237,688	2,454,593	△ 216,904
小計	2,291,828	2,538,383	△ 246,555
合計	3,886,476	4,104,674	△ 218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	1,857	-	△ 382
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	△ 382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円)	解約・償還損の合計額（千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	25,000	-	△ 8
③ 証券投資信託	1,370,297	6,769	△ 5,719
合計	1,395,297	6,769	△ 5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	△7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年３月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	△11,477
合計			259,542	-	△5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	577,943千円
② 年金資産		656,904千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		78,961千円

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	144,536千円
② 退職給付費用		144,536千円

(注１) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	634,292千円
② 年金資産		768,441千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		134,149千円

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	185,741千円
② 退職給付費用		185,741千円

(注１) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産	１ 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

有価証券償却超過額	13,915千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円
時効後支払損引当金	7,900千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円
その他	81,394千円
繰延税金資産小計	460,278千円
評価性引当額	△58,322千円
繰延税金資産合計	401,956千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△32,129千円
繰延税金負債合計	△32,129千円
繰延税金資産の純額	369,827千円

有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	9,297千円
資産除去債務費用	7,259千円
その他有価証券評価差額金	88,784千円
その他	133,834千円
繰延税金資産小計	587,870千円
評価性引当額	△62,448千円
繰延税金資産合計	525,421千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△54,585千円
繰延税金負債合計	△54,585千円
繰延税金資産の純額	470,836千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
（調整）	
評価性引当額	2.12%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%
住民税等均等割	0.59%
その他	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

当事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１株当たり純資産額 21,246.82円	１株当たり純資産額 21,718.48円
１株当たり当期純利益金額 343.99円	１株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

（単位： 千円）

	第49期中間会計期間末 (平成23年９月30日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,197,856

有価証券		20,851
未収委託者報酬		1,544,294
未収運用受託報酬		945,508
繰延税金資産		179,721
その他		294,152
貸倒引当金		△ 995
流動資産合計		20,181,388
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		197,015
工具、器具及び備品（純額）		127,334
リース資産（純額）		6,760
有形固定資産合計	※1	331,110
無形固定資産		13,097
投資その他の資産		
投資有価証券		4,009,230
長期差入保証金		521,824
繰延税金資産		216,662
その他		172,277
投資その他の資産合計		4,919,995
固定資産合計		5,264,202
資産合計		25,445,590
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,826
未払金		698,664
未払費用		1,045,246
未払法人税等		192,972
未払消費税等		71,950
賞与引当金		332,860
その他		73,601
流動負債合計		2,419,121
固定負債		
リース債務		11,783
役員退職慰労引当金		137,587
時効後支払損引当金		21,462
その他		735
固定負債合計		171,568
負債合計		2,590,689
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		2,266,400
その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		128,584

その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,125,578
利益剰余金合計	16,258,763
株主資本合計	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 165,937
評価・換算差額等合計	△ 165,937
純資産合計	22,854,901
負債純資産合計	25,445,590

(5) 中間損益計算書

（単位： 千円）

		第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		8,360,403
運用受託報酬		1,113,420
営業収益計		9,473,824
営業費用及び一般管理費	※1	8,866,349
営業利益		607,474
営業外収益		
受取配当金		1,483
受取利息		5,984
有価証券解約益		4,113
有価証券償還益		2,019
時効到来償還金等		2,018
その他		9,738
営業外収益計		25,358
営業外費用		
有価証券解約損		15,045
時効後支払損引当金繰入額		19,272
その他		3,871
営業外費用計		38,190
経常利益		594,642
特別利益		
受取和解金		120,735
特別利益計		120,735
特別損失		
投資有価証券売却損		35,755
和解費用		2,335
特別損失計		38,091
税引前中間純利益		677,287
法人税、住民税及び事業税		178,012
法人税等調整額		99,509
法人税等合計		277,522
中間純利益		399,765

(6) 中間株主資本等変動計算書

（単位： 千円）

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,083,517
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	6,125,578
利益剰余金合計	
当期首残高	16,216,701
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	16,258,763
株主資本合計	

当期首残高	22,978,776
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
純資産合計	
当期首残高	22,849,363
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	5,537
当中間期末残高	22,854,901

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第49期中間会計期間末 (平成23年９月30日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額	496,660千円

（中間損益計算書関係）

	第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

※１ 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	33,171千円 364千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月14日 定時株主総会	普通株式	357,703千円	340円	平成23年３月31日	平成23年６月15日

（リース取引関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
１ ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （１）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （２）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「２ 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第49期中間会計期間末(平成23年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位： 千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,197,856	17,197,856	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,726,094	3,726,094	-
（３）未収委託者報酬	1,544,294	1,544,294	-
（４）未収運用受託報酬	945,508	945,508	-
（５）長期差入保証金	521,824	520,684	△1,139
資産計	23,935,578	23,934,438	△1,139
（１）未払手数料	660,033	660,033	-
負債計	660,033	660,033	-
デリバティブ取引（※１）			

①ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	15,824	20,120	△4,295
② 証券投資信託	3,710,269	3,985,753	△275,484

小計	3,726,094	4,005,873	△279,779
合計	3,726,094	4,005,873	△279,779

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成23年９月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 62,370 253,260	 - -	 1,470 △735
合計			315,630	-	735

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第49期中間会計期間（自 平成23年４月１日至 平成23年９月30日）

１ 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２ 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（一株当たり情報）

第49期中間会計期間 (自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

１株当たり純資産額	21,723.74円
１株当たり中間純利益金額	379.97円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

１　１株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	399,765千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	399,765千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額(百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	ロード・アベット社	非公開	投資会社の有価証券の引受けまたは販売、個人・組合・法人および投資会社を含むその他主体に対する投資にかかわるアドバイスの提供を含む投資顧問または運用業務、ブローカーまたはディーラーとしてのあらゆる種類の有価証券の売買、投資会社に加え一般会社の有価証券の引受けまたは販売、およびこれらの業務に付随する総ての活動等に加え、それらに限られない、一般有価証券業務に従事するものとします。

(3) 販売会社	藍澤證券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
	カブドットコム証券株式会社	7,196	
	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	
	野村證券株式会社	10,000	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	丸國証券株式会社	601	
	丸三証券株式会社	10,000	
	みずほ証券株式会社	125,167	
	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
	楽天証券株式会社	7,495	
	株式会社鹿児島銀行	18,130	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでおります。
	株式会社きらやか銀行	17,700	
	株式会社山陰合同銀行	20,705	
	株式会社荘内銀行	7,000	
	株式会社千葉興業銀行	57,941	
	株式会社筑波銀行	48,868	
	株式会社広島銀行	54,573	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社みずほ銀行	700,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	
	株式会社みちのく銀行	34,167	
	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
	アイエヌジー生命保険株式会社	32,400	保険業法に基づき生命保険業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成23年９月末日現在。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、みずほ投信投資顧問株式会社、野村證券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、株式会社広島銀行およびみずほ信託銀行株式会社では、新規の取得申込みのお取扱いに関する業務は行いません。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年６月６日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３　【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年12月６日　有価証券報告書

平成23年12月６日　有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成２４年４月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭグローバル・アクティブ・オープンの平成２３年９月７日から平成２４年３月６日までの第３０期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭグローバル・アクティブ・オープンの平成２４年３月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月１４日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第４８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１２月６日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第４９期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月１５日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。